

山梨県公報

第千四百二十三号

平成十五年

十月十六日

木曜日

目次

規則

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………六五七

告示

予防接種の業務を行う医師……………六五七

悪臭物質の規制区域及び規制基準の一部改正……………六五七

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音に
ついて規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基
準の一部改正……………六五七

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定
及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………六五八

保安林の指定の予定(四件)……………六五八

道路の区域変更……………六五九

廃川敷地等……………六五九

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………六六〇

土地改良事業計画の適当決定……………六六〇

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………六六〇

平成十五年度山梨県准看護師試験の実施……………六六一

公募型プロポーザル方式による企画提案競技について……………六六一

開発行為に関する工事の完了について……………六六三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六六三

公安委員会……………六六三

遊技機の型式の検定……………六六三

規則

山梨県規則第八十五号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公報 第千四百二十三号 平成十五年十月十六日

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のよう
に改正する。

別表の一の項イ中、「第二条第六号」を、「第二条第七号」に、「同条第七号」を、「同条
第八号」に、「同条第八号」を、「同条第九号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

山梨県告示第五百二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の
規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所
等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
内藤 雄一	富士吉田市下吉田八百二十七番地 医療法人橘泉会内藤医院

山梨県告示第五百三号

悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第二百三十五号)の一部
を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から施行する。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一中、「河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村」を、「鳴沢村、富士河口湖町」に改める。
別添図面中河口湖町、勝山村及び足和田村に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域
振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和五十二年山梨県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から施行する。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村」を「鳴沢村、富士河口湖町」に改める。
別添図面中河口湖町、勝山村及び足和田村に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第五百五号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から施行する。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村」を「鳴沢村、富士河口湖町」に改める。
別添図面中河口湖町、勝山村及び足和田村に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所
 韮崎市清哲町青木字大窪三二四六の一、三二四六の二

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 （一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大窪三二四六の一

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

- 北巨摩郡武川村三吹字大軽井沢四一〇九の三、四一一〇の三、四一一一の三、四一一二の三、四一一二の四、四一一三の三、四一一三の四、四一一四の三、四一一四の四、四一一五の二

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 （一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び武川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

山梨県市町村戸野字天神沢五六四の二、五六七の二、五六七の三、五七〇の二、五七〇の三、五七四、五七五の二、五七九の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

山梨県市町村上今井字上組一四八三、一四八四の六、字中丸一八九三の二、字土イノリ二一一の二、二一一の三、字馬舟二一一の三、二一一の三の二、二一一の四の二、二二三三の三、二二三四の三、二二三六の三、二二三七の三、字登坂二二五七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年十一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類 県道

線 名 市之蔵山梨線

道路の区域

区 間

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字上神内川字東原五七九番地先から 山梨市大字上神内川字午起三〇七番の一七 地先まで	一六・〇〇 二二・六	五・四 一三・五	五三三・五	五三三・五

山梨県告示第五百十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十月十六日

河川の名 富士川水系 荒川

山梨県知事 山 本 栄 彦

廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年十月十六日

- 三 廃川敷地等の位置 甲府市富士見二丁目三千九百八十三番地、三千九百八十三の二番地先から三千九百八十三の三番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 七十八・五五平方メートル

山梨県告示第五百十二号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から適用する。
平成十五年十月十六日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 一の三の八中「南都留郡河口湖町大字河口字御坂山二、四七六番の一」を「南都留郡富士河口湖町大字河口字御坂山二、四七六番の一」に改める。

山梨県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、中丸北土地改良事業共同施行会長依田健から協議のあった土地改良事業（中丸北地区区画整理事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十五年十月十六日

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 縦覧期間
平成十五年十月十七日から平成十五年十一月十四日まで
- 三 縦覧場所
南アルプス市役所
- 四 異議申出期間
平成十五年十一月十七日から平成十五年十二月一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年十月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 フィールド・21
2 代表者の氏名 前島潔
3 主たる事務所の所在地 甲府市中央三丁目十一番二十七号
4 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の人々に対して、また地域社会に対して、自然・社会及び人文環境の計測と調査に関する事業を行うことで、自然及び社会の環境の保全と創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年十月一日から同年十二月一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年十月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 グリーンライフこぶちさわ
2 代表者の氏名 前島潔
3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡小淵沢町下笹尾百十四番地の百四十七
4 定款に記載された目的
この法人は、環境と調和した共生型のライフスタイルである「グリーンライフ」を指向する小淵沢町の町民及び都市生活者等の自発的意思に基づき、地域住民に対して、ゆるやかなネットワーク型組織を形成し、地域公共セクターや産業セクターとの協働により、「グリーンライフ」を実現するための活動・事業を行い、循環持続型で自立的な地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年十月一日から同年十二月一日まで

● 平成十五年山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十五年山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十六年二月二十二日（日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立看護大学

三 試験方法

筆記試験

四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に

規定する科目

五 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

七 受験手数料

六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

八 受験願書の配布場所及び期間

平成十五年十二月一日（月）から平成十六年一月二十三日（金）までの山梨県の休日

を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当（甲

府市丸の内一丁目六番一号）において交付する。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先

郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医

務課看護担当

2 提出方法

持参又は郵送

3 受験願書の受付期間

平成十六年一月十六日（金）から二十三日（金）までの山梨県の休日

を定める条例を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時

まで。ただし、郵送による場合は、平成十六年一月二十三日までの消印のあるものは有効とする。

十 その他

詳細については山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 一一三三 一四八三）

に問い合わせること。

● 公募型プロポーザル方式による企画提案競技について

次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案競技を行う。なお、この公告に係る企画提案競技は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 企画提案競技に付する事項

1 業務名

山梨県電子入札システム及び公共事業総合管理システム開発業務（以下「対象業務」という。）

2 業務場所

山梨県土木部土木総務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）その他知事が指定する場所

3 業務内容

山梨県の電子入札システム及び公共事業総合管理システムの開発、これらのシステムの導入準備・運用試験並びに職員・応札者に対する研修

なお、詳細は、山梨県電子入札システム及び公共事業総合管理システム概要説明書によること。

4 履行期限

平成十七年三月三十日（水）まで。ただし、公共事業総合管理システムのうち入札参加資格電子申請に係る機能については、平成十七年一月三十一日（月）まで

参加資格

二 参加資格

山梨県公報 第千四百二十三号 平成十五年十月十六日

六六一

1に掲げる資格を満たしている単独の企業又は2に掲げる資格を満たしている複数の企業による共同体であつて、3に掲げる開発業務実施上の条件を全て備えた者であること。

1 単独の企業の場合

(一) 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十五年山梨県告示第四百十六号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(二) 当該開発業務に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(三) 参加表明日以前六月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(四) 参加表明日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

(五) 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、既に更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(六) この公告の日から企画提案書提出日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。

(七) システム開発業務について二年以上の営業経験を有し、かつ、平成十三年四月一日以降に、システムを元請けとして開発し、又は受注した実績を有すること。

(八) 当該システムと同種又は同等のシステムを開発し、又は受注した実績を有すること。

2 複数の企業による共同体の場合

(一) 共同体を形成する全ての企業が二の1の(一)から(六)までのいずれにも該当する者であること。

(二) 代表構成員は、二の1の(七)及び(八)に該当すること。

(三) 代表構成員及び各構成員は、当該業務に係る企画提案競技において、同時に二以上の共同体の構成員になることはできないものであること。

(四) 企画提案競技の結果、当該共同体が最優秀であると特定された場合は、特定業務共同企業体を構成すること。

(五) 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大であること。

3 開発業務実施上の条件

電子入札及び地方自治体の公共事業事務運営に精通し、及び電子入札コアシステ

ムを熟知した技術者であつて、次に掲げる条件を全て備えるものを担当者として配置すること。

(一) 管理技術者(業務全体に責任を持つ技術者をいう。)は、情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号。以下「省令」という。)に規定するプロジェクトマネージャ試験に合格した者又は同等以上の資格を有する者であつて、二の1の(七)及び(八)に規定する開発の業務に従事した経験を有するものであること。

(二) 複数の企業による共同体での提案の場合、管理技術者は、代表構成員の職員であること。

(三) 担当技術者(管理技術者のもとで業務の部門ごとの責任を持つ技術者をいう。)は、省令に規定するアプリケーションエンジニア試験に合格した者又は同等以上の資格を有する者であつて、二の1の(七)及び(八)に規定する開発の業務に従事した経験を有するものであること。

(四) 担当技術者が現在従事している開発業務の件数は、五件未満であること。

(五) 開発技術者(担当技術者のもとでシステムの開発に従事する技術者をいう。)は、省令に規定するソフトウェア開発技術者試験に合格した者又は同等以上の資格を有する者であつて、二の1の(七)及び(八)に規定する開発の業務に従事した経験を有するものであること。

(六) 管理技術者、担当技術者及び開発技術者は、それぞれ兼務できること。

三 手続等

1 企画提案競技説明書の交付場所

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部土木総務課契約IT推進担当 電話〇五五 二二三 一六六九

2 企画提案競技説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年十一月二十五日(火)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 参加表明書及び企画提案競技参加資格確認資料の提出期間及び提出方法

平成十五年十月二十一日(火)から同月二十九日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県土木部土木総務課契約IT推進担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参し、又は同月二十九日(水)午後五時までに同担当あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。

4 企画提案競技参加資格の有無の通知
参加表明書及び企画提案競技参加資格確認資料に基づき審査のうえ、文書により通知する。

5 企画提案書の提出期間及び提出方法
平成十五年十一月二十六日(水)午後五時までに山梨県土木部土木総務課契約工
丁推進担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参し、又は同月二十六日
(水)午後五時までに同担当あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送によ
る場合は、書留郵便とすること。

6 開発業務受託予定者の選定方法
企画提案書の書類をもとに山梨県土木部建設コンサルタント等選定委員会での審
査を経て、開発業務受託予定者を特定する。

四 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

2 千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定第二十
条の規定により山梨県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場
合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

3 企画提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

4 二の(一)に掲げる競争入札参加資格を有していない者であっても、参加表明書
及び企画提案競技参加資格確認資料を提出することができる。この場合において、
企画提案書を提出するためには、企画提案書提出時において、当該参加資格の認定
を受けていなければならない。

5 詳細は、企画提案競技説明書による。

Summary

1 Nature of proposals

Development of Civil Engineering Management System by the Computer and Electronic
Bid System for Yamashashi Prefectural Government

2 Period of submission for letters of interest

9:00a.m.-5:00p.m., October 21-29, 2003

3 Deadline for submission of proposals

5:00p.m., November 26, 2003

4 Bureau in charge of the Management Section

Civil Engineering Department, Civil Engineering Administrative Division,
Yamanashi Prefectural Government:1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501
Japan TEL.:055-223-1669

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町篠原字発起新居二〇一三の三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町西八幡二千四百五十九番地 小田切功

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条新田字村北七六九の一、七七〇の一、七七二の一、七七二の二、
七七三の一、七七四の一、七七四の三、七七五の一、九一三の一、九一三の三、九一

四の一、九一四の三及び九一四の四

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条新田六百十一番地 杉浦正子

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十月十五日までとする。

平成十五年十月十六日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRサイボーグ09MB	株式会社ニューギン	三〇〇七一
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRキンゴッドMB	株式会社ニューギン	三〇〇七二
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CREコレクシオンH F14	マルホン工業株式会社	三〇〇七〇二

マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CREコレクシオンF	マルホン工業株式会社	三〇〇七一五
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	EコレクシオンG	マルホン工業株式会社	三〇〇七〇一
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号ロ（別表第三） 第三種特別電動役物	CR虎せますL	株式会社高尾	二二〇四四二
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRじゃぼんFN	サミー株式会社	三〇〇六〇五
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRじゃぼんHN 1	サミー株式会社	三〇〇六七三

サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRじや ぼんHT 1	サミー株 式会社	三〇〇七〇七
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・サ ンダーソ ンM J	株式会社 平和	三〇〇七〇五
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・サ ンダーソ ンT J	株式会 社 平和	三〇〇七〇四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・サ ンダーソ ンF J	株式会 社 平和	三〇〇七〇八
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ファイヤ ーエクス プレス	株式会 社 北電子	三四〇五八七
株式会社グライダー 代表取締 役 實田久治	ぱちんこ遊技 機	CRフイ ーバー鉄	株式会 社 グライダー	三〇〇六九三

東京都渋谷区渋谷三丁目二九 番一〇号	規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	戦騎RX		
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ ーバービ ーチクラ P J 2 0	株式会 社 三共	三〇〇六八三
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サンダー バード3	株式会 社 藤商事	三四〇六二七

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番